

◎財政法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○財政法（昭和二十二年法律第三十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、公共事業費、教育・科学技術関係費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をすることができる。

② 前項ただし書の規定により公債を発行し又は借入金をする場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。

③ 第一項ただし書に規定する公共事業費及び教育・科学技術関係費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならぬ。

第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

② 前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。

③ 第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

第二十二条 予算総則には、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

第二十二条 予算総則には、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為に関する総括的規定を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。

一 第四条第一項ただし書の規定による公債又は借入金の限度額

二 第四条第三項の規定による公共事業費及び教育・科学技術関係費の範囲

係費の範囲

三 第五条ただし書の規定による日本銀行の公債の引受け及び借入金の借入れの限度額

三 第五条但書の規定による日本銀行の公債の引受及び借入金の借入れの限度額

入金の借入れの限度額

四 第七条第三項の規定による財務省証券の発行及び一時借入金
の借入れの最高額

五 〔略〕

六 前各号に掲げるもののほか、予算の執行に関し必要な事項

七 〔略〕

四 第七条第三項の規定による財務省証券の発行及び一時借入金
の借入の最高額

五 〔略〕

六 前各号に掲げるもの外、予算の執行に関し必要な事項

七 〔略〕